

重 要 事 項 説 明 書

1. 施 設 概 要

事業主体名：有限会社 アイ
施 設 名：デイサービスセンター澄川の丘
サービスの種類：地域密着型通所介護（第一号通所事業）
責 任 者：桶野 喬大
開設年月日：平成18年3月31日
事業所番号：0170503981
所 在 地：札幌市南区澄川6条7丁目1番1号
電 話 番 号：TEL 011-583-8181
FAX 011-583-8080
設 備 等：食堂兼機能訓練室・静養室・浴室
損害賠償責任保険加入先：日本興亜損害保険株式会社

2. 通所介護の内容

利 用 日：月曜日～土曜日（祝祭日を含む）

利 用 定 員：1日15名

サービス内容：サービスご利用者様は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通って頂き、入浴、排せつ、食事等の支援、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

3. 利 用 料

「札幌市通所型サービス」

○ 介護報酬額 1割あたりの自己負担分

要支援1（事業対象者）	1回あたり443円	4回以上1,824円
要支援2	1回あたり454円	8回以上3,672円

2割あたりの自己負担分

要支援1（事業対象者）	1回あたり885円	4回以上3,647円
要支援2	1回あたり907円	8回以上7,344円

3割あたりの自己負担分

要支援1（事業対象者）	1回あたり1,327円	4回以上5,470円
要支援2	1回あたり1,360円	8回以上11,015円

※事業対象者＝札幌市が定める基本チェックリストにより要支援者に相当する状態と確認された方。

○ 特別加算項目 1カ月あたりの自己負担分

サービス提供体制強化加算Ⅲ 1	1割負担	25円	(要支援1又は、事業対象者)
	2割負担	49円	
	3割負担	73円	

サービス提供体制強化加算Ⅲ 2	1割負担	49円	(要支援2)
	2割負担	98円	
	3割負担	146円	

介護職員等処遇改善加算新加算Ⅱ 基本サービス費に各種加算を加えた総単位の9.0%

「地域密着型通所介護」

○ 介護報酬額 1割あたりの自己負担分

要介護1	764円	要介護4	1,189円
要介護2	903円	要介護5	1,331円
要介護3	1,047円		

2割あたりの自己負担分

要介護1	1,527円	要介護4	2,377円
要介護2	1,805円	要介護5	2,661円
要介護3	2,093円		

3割あたりの自己負担分

要介護1	2,291円	要介護4	3,566円
要介護2	2,708円	要介護5	3,991円
要介護3	3,140円		

サービス内容：地域密着型通所介護
提供時間：7時間以上8時間未満

- 特別加算項目 1日あたり自己負担分
- 入浴介助加算Ⅰ 1割負担 41円 2割負担 81円 3割負担 122円
- サービス提供体制強化加算Ⅲ 1割負担 6円 2割負担 12円 3割負担 18円
- 介護職員等処遇改善加算新加算Ⅱ 基本サービス費に各種加算を加えた総単位の9.0%

○ 食材料費(おやつ込み) 1食600円

4. 職員体制

職 種	人 数	勤 務 形 態	資 格
管 理 者	1名以上	常勤兼務	介護支援専門員・介護福祉士
生活相談員	1名以上	常勤兼務	介護支援専門員・介護福祉士
看護職員	1名以上	常勤兼務・非常勤兼務	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1名以上	常勤兼務・非常勤兼務	看護師
介護職員	3名以上	常勤兼務 非常勤専従	介護福祉士・社会福祉主事 ホームヘルパー2級

5. サービスのご利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意頂きたいことは、以下の通りです。

- (1) 事業所内での食品をはじめとした様々な物のやり取りはなさらないようお願い致します。
(特別な事情がある場合には事前にスタッフにご相談ください)
- (2) ご利用者様同士でお金の発生する物のやり取りは禁止しておりますので、ご理解の程宜しくお願い致します。

6. (緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変、その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力
協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

7. (非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等、適切措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行う。

8. (その他運営についての重要事項)

第18条 従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

①採用時研修 採用後1か月以内

②経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規定に定める規定の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第19条 利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知を図る。

3 虐待防止のための指針を整備する。

4 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを札幌市に通報する。

6 管理者は、上記措置を適切に実施する。

(身体拘束)

第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修（新規採用時、全体的には年二回）を実施すること

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（新規採用時、全体的には年二回）に実施すること

9. センター苦情相談窓口：担当者氏名 築紫 昌一

〒005-0006 札幌市南区澄川6条7丁目1-1

TEL 011-583-8181 FAX 011-583-8080

外部苦情申立機関：

① 国保連合会 総務部 介護保険課 苦情処理係

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

TEL 011-231-5175

② 北海道社会福祉協議会 「北海道福祉サービス運営適正化委員会」

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道立道民生活センター 3階

TEL 011-204-6310

③ 南区役所 保健福祉課 相談担当

〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町2丁目

TEL 011-582-2400

10. 事故発生時の対応（サービス提供時）

- ・主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を行います。
- ・当該利用者の家族、市町村、担当ケアマネージャーに連絡を行い必要な措置を行います。
- ・当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録いたします。
- ・損害すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ・事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

11. 第三者評価の実施状況について		
第三者評価の実施	実施の有無	なし
	実施した直近の年月日	なし
	実施した評価機関の名称	なし
	評価結果の開示状況	なし

令和 年 月 日

(事 業 者)

センター名：有限会社 アイ

地域密着型通所介護 デイサービスセンター澄川の丘

住 所：札幌市南区澄川6条7丁目1番1号

説明者氏名： _____ 印

私は本書面に基づいて、重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利 用 者)

住 所： _____

氏 名： _____ 印